

環 境 下 水 道

生活環境業務（生活環境課）

1. 決算の状況（平成26年度決算）

（歳入）

科 目		決 算 額 (千円)	
使用料及び手数料		594,012	
内 訳	清掃使用料（行政財産使用料等）	262	
	保健衛生手数料（犬の登録料等）	4,856	
	手清 数 料掃	ごみ処理手数料	588,611
		し尿処理手数料	13
	許可手数料	270	
県支出金		49,670	
諸収入		106,735	
電気事業特別会計から繰入		2,421	
合 計		752,838	

（歳出）

科 目		決 算 額 (千円)
予防費		1,835
環境衛生費		190,520
公害対策費		22,508
火葬場及び墓地費		23,892
清掃総務費		486,615
塵芥処理費		982,515
し尿処理費		224,751
清掃工場管理費		624,521
合 計		2,557,157

2. 環境マネジメントシステムの取り組み

平成14年12月より、鳥取市環境マネジメントシステムに基づき、全職員が共通認識のもとに地球環境に配慮した業務を実施し、環境負荷の低減、環境保全を推進している。職員一人一人が省エネルギーや資源の有効利用などに取り組み、意識の向上やコストダウン効果を図っている。

環下
水道

3. 自然保護

「鳥取市自然保護及び環境保全条例」に基づく指定

- ・ 修景緑化街区 「若桜街道」ほか2地区
- ・ 自然緑地保護地区 「久松山」
- ・ 動植物保護地区 「カジカ生息地」ほか2地区
- ・ 保存樹木・保存樹林 「真教寺 男松・女松」ほか23か所

また、環境保全、自然保護の意識を高めるため、名木・古木観察会を春、秋の2回実施。

4. 再生可能エネルギー政策

(1) 自然エネルギーの導入促進

太陽光発電システム、薪ストーブ、ペレットストーブ、太陽熱温水器、民生用燃料電池システム等の設置工事に対して補助を行い、自然エネルギーの普及を図る。

平成27年度予算額 105,900千円

① 太陽光発電システムへの補助

年 度	件 数	最大出力 (kW)	補助金額 (千円)	1 kW当たり 補助額 (千円)
平成19年度	37	134.26	2,550	20
平成20年度	32	111.64	2,136	20
平成21年度	162	649.57	41,678	70
平成22年度	(単) 26	949.62	4,470	50
	(復) 212		57,371	70
平成23年度	(単) 20	1,574.52	2,410	34
	(復) 344		65,176	48
平成24年度	404	1,838.61	66,304	(～ 9/30) 34
				(10/1 ～) 50
平成25年度	459	2,164.01	131,150	75
平成26年度	296	1,390.34	84,546	75

② 自然エネルギーへの補助

年 度	対象設備	件 数	補助金額(千円)
平成20年度	薪ストーブ	12	720
	ペレットストーブ	3	116
	小型風力	1	49
	太陽熱温水器	14	269
平成21年度	薪ストーブ	5	300
	太陽熱温水器	11	210
平成22年度	薪ストーブ	12	720
	ペレットストーブ	3	120
	太陽熱温水器	20	368
平成23年度	薪ストーブ	8	480
	ペレットストーブ	4	157
	太陽熱温水器	28	519
平成24年度	薪ストーブ	7	420
	太陽熱温水器	24	468
	民生用燃料電池システム	11	2,081
	高効率給湯器	88	2,626
	L E D照明	10	112
平成25年度	薪ストーブ	20	1,183
	太陽熱温水器	45	860
	民生用燃料電池システム	22	3,704
	高効率給湯器	111	3,301
	L E D照明	20	395
	蓄電池	12	1,675
平成26年度	薪ストーブ	16	960
	太陽熱温水器	28	526
	民生用燃料電池システム	20	2,997

(2) 鳥取市太陽光発電事業

本市では、「第2期鳥取市環境基本計画」において、再生可能エネルギーの利用を重点項目として位置付け、エネルギー自給率の向上、地球温暖化防止の観点から、本市における電力の地産地消を推進するため、市有地を有効活用した太陽光発電事業に積極的に取り組んでいる。

平成26年3月に鳥取市青谷町いかり原太陽光発電所（鳥取市青谷町早牛613-25ほか）が完成し、電気事業の円滑な運営及び適切な施設管理を図っている。

いかり原太陽光発電所の稼働状況（平成26年度実績）

最大出力 609.84 kW（太陽光パネル 242w × 2,520枚）

平成26年度年間発電量 / 540,501 kWh（一般家庭年間使用電力約160世帯分に相当）

平成26年度売電収入 / 23,318,621円

5. こどもエコクラブへの支援

平成21年度から、こどもエコクラブが行う環境学習・活動に対して、対象となる経費の一部を補助。

平成21年度登録クラブ 19クラブ（会員1,425名）

平成22年度登録クラブ 13クラブ（会員1,791名）

平成23年度登録クラブ 12クラブ（会員1,521名）

平成24年度登録クラブ 15クラブ（会員1,665名）

平成25年度登録クラブ 15クラブ（会員1,706名）

平成26年度登録クラブ 16クラブ（会員1,654名）

平成27年度予算額 796千円

6. 「鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例」の周知

ポイ捨て、歩行喫煙、飼い犬のふんの放置等の禁止を周知し、マナー、モラルの向上ときれいなまちづくりのため、パトロール、清掃を実施している。

7. 公害防止に関する取組み

公害を防止し、快適な生活環境を保全するために環境関連の法律に基づき、以下の事業に取り組んでいる。

- (1) 水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の常時監視及び事業場等の監視指導を行っている。
- (2) 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び大気汚染防止法に基づき、事業場等の監視指導を行っている。
- (3) 土壌汚染対策法に基づき、汚染区域の指定を行い、要措置区域においては土壌汚染の除去等の措置を指示している。
- (4) 鳥取県公害防止条例に基づき、事業場等の監視指導を行っている。
- (5) 光化学オキシダント緊急時対策マニュアル及び微小粒子状物質（PM2.5）対策マニュアルを作成し、緊急時の体制及び対策を行っている。
- (6) 市民からの公害苦情に対処している。

平成26年度の監視等の実績

(1) 公共用水域

公共用水域	調査地点数
公共用水域の常時監視（河川、湖沼、海域、地下水）	59
海水浴場	4
合 計	63

(2) 事業所関係

事業所関係	立入調査件数
水質汚濁防止法関係	21
鳥取県公害防止条例関係	0
騒音規制法関係	22
振動規制法関係	3
悪臭防止法関係	6
大気汚染防止法関係	3
水道水源保全条例関係	3
合 計	58

8. その他水質保全に関する取組み

- (1) 生活排水対策事業として、生活排水対策重点地域に指定した湖山池周辺地域に対し、ろ過袋の購入補助を実施している。
- (2) 水質汚染（油等）事故による、事業場等の監視指導を行っている。
- (3) 湖山池の水質改善に向けて、平成24年3月から湖山池水門を開放し、塩分導入を行い環境保全に取り組んでいる。

9. 飼犬及び飼猫に関すること

- (1) 狂犬病予防法に基づき犬の登録、注射済票の交付を行っている。
- (2) 飼犬及び飼猫に関する苦情の対応をしている。

10. 墓地、埋葬等に係る事務

円護寺、いなば、末恒、丸山、第二いなば、福部墓苑、寺住霊園、姉泊墓地、下坂本墓地、出合墓地の10か所の市営墓地の管理を行っている。(H27.4)

墓 地 名	設 置 年 月	区 画 数	使用許可数	残 数
第二いなば墓苑(1期分)	平成13年10月	811	805	6
第二いなば墓苑(2期分)	平成19年7月	739	659	80
第二いなば墓苑(合葬式)	平成19年7月		19	
出合墓地	平成16年7月	53	40	13

11. 一般廃棄物の処理

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

資源回収を中心とした再資源化・減量化を推進するとともに、平成4年度から平成8年度まで、モデル地区を設定し、細分別化による再資源化・減量化を試行した。平成9年度から全市を対象に7種7分別によるごみの分別収集を開始、14年度からペットボトルの分別収集開始により8種10分別、さらに、

15年6月から古紙類の分別収集開始により、9種13分別となっている。

また、分別の不徹底の解消や作業の安全性の確保、及び可燃ごみの減量化を推進するため、平成14年10月から市の指定袋制度を実施していたが、さらなる減量化・再資源化の推進を目的として、平成19年10月から家庭ごみの有料指定袋制度を開始している。

その他、家庭から出る生ごみ減量化のための家庭用生ごみ堆肥化容器等購入費補助制度（平成26年度116件）や、資源の有効活用を図るため市内14カ所の回収ボックスで行う使用済小型家電回収（平成26年度回収総量7.07トン）等を実施している。

(2) ごみ収集・搬入量（平成26年度実績）（H27.3）

計画収集人口（人）	191,772
総世帯（世帯）	78,099

区 分	収集・搬入量（t）	備 考
可燃ごみ	51,122	岩美町、若桜町、八頭町、智頭町受入分は除く
古紙類	1,212	
食品トレイ	30	
資源ごみ	1,681	
ペットボトル	300	
プラスチックごみ	2,462	
小型破碎ごみ	1,432	
乾電池等	64	
木くず・生ごみ等	2,694	
大型ごみ（不燃分）	158	
合 計	61,155	

(3) 再資源化等推進事業の実績（平成26年度実績）

区 分	回 収 量
新聞（kg）	1,809,201
雑誌（kg）	708,763
ダンボール（kg）	433,532
牛乳パック（kg）	9,642
布 類（kg）	68,605
アルミ缶（kg）	73,729
金 属 類（kg）	5,451
割り箸（kg）	0
計（kg）	3,108,923
ビン類（本）	18,763
ビン類（kg） [（本）×0.475g]	8,912
合 計（kg）	3,117,835
奨 励 金 額（円）	18,413,736
登 録 団 体	698

(4) し尿処理事業

昭和29年頃から2～7業者による許可制で収集が行われていた。この間、業者は、乱立、統合を繰り返し、業者間の過当競争による、し尿の不法投棄、不当料金など市民生活に混乱を招く事態となったため、市議会にし尿問題に関する調査特別委員会が設置された。特別委員会では、業界の実情、業者統合の可能性及び統合の条件などを総合的に調査検討し、その結果をふまえて業者間の統合を図り、昭和45年7月に市が全額出資する財団法人鳥取衛生公社を設立した。以降、鳥取衛生公社（現 公益財団法人鳥取市環境事業公社）に全面委託していた。平成16年の市町村合併に伴い市内全域を四つの収集区域に分け、

鳥取・国府地域は委託制により委託業者が、その他地域は許可制により許可業者が収集を行っていたが、平成23年4月から鳥取・国府地域の収集体制を委託制から許可制へ移行し、全市許可制に統一した。

(5) 不法投棄対策監視員制度

不法投棄の防止と監視を目的として鳥取市全域に不法投棄監視員を配置している。

12. 不法投棄及びボランティア清掃等に対する支援体制

- (1) 不法投棄に対応するため関係課で不法投棄対策協議会を構成し、不法投棄物の撤去及び不法投棄の防止のためのパトロールや看板設置等を行っている。
- (2) 市民が道路・公園等の公共用地をボランティアにより清掃し、ごみの運搬が困難な場合は収集運搬を支援している。

13. ごみ処理施設

施設名	所在地	建設年月日	敷地面積	建築面積	処理能力
神谷清掃工場 (ごみ焼却処理施設)	鳥取市西今在家228番地	着工 平成元年6月22日 竣工 平成3年12月25日	20,764㎡	工場棟 2,721㎡ 管理棟 385㎡	270 t / 24 h (135 t / 24 h × 2炉)
国府町クリーンセンター (ごみ焼却処理施設)	鳥取市国府町岡益464番地	着工 平成7年8月3日 竣工 平成9年3月20日	4,780㎡	工場棟 1,201㎡ 車庫棟 150㎡	12 t / 8 h × 1炉
レインボーふくべ (ごみ焼却処理施設)	鳥取市福部町箭溪281番地3	着工 平成9年5月3日 竣工 平成10年3月20日	3,343㎡	739.9㎡	5 t / 8 h × 1炉
ながおクリーンステーション (ごみ焼却処理施設)	鳥取市気高町八束水2160番地	着工 平成4年8月 竣工 平成6年3月	4,900㎡	1,573㎡	12.5 t / 8 h × 2炉
鳥取県東部広域行政管理組合	リファレンスセンター (リサイクル啓発施設)	着工 平成7年5月30日 竣工 平成9年3月20日	事業面積 248,346㎡	1,660㎡	リサイクル啓発設備 (リサイクル情報、体験、展示等)
	環境クリーンセンター (不燃物中間処理施設)	着工 平成7年5月30日 竣工 平成9年3月20日		1,975㎡	資源ごみ選別設備 33 t / 日 プラスチックごみ選別設備 17 t / 日 小型破碎ごみ破碎選別設備 10 t / 日 大型資源ごみ破碎選別設備 20 t / 日 ペットボトル圧縮梱包設備 3.6 t / 日 白色トレイ保管設備 0.65 t / 日
	埋立処分場 (不燃物最終処分場)	着工 平成6年9月2日 竣工 平成9年3月20日		-	35,400㎡ (容量 520,000㎡)
	浸出水処理施設 (水処理施設)	着工 平成6年9月2日 竣工 平成9年3月20日		386㎡	190㎡ / 日

14. し尿処理施設

施設名	所在地	建設年月日	敷地面積	処理能力
因幡浄苑 (鳥取県東部広域行政管理組合 し尿処理施設)	鳥取市秋里 1037番地1	着工 平成9年1月21日 竣工 平成12年3月31日	12,170㎡	し尿・浄化槽汚泥 175kl/日 (内50kl/日は下水道圧送) 集落排水汚泥 50kl/日 (受入、脱水処理のみ)
コンポストセンター いなば (鳥取県東部広域行政管理組合 汚泥堆肥化施設)	鳥取市伏野 1612番地	着工 平成9年10月28日 竣工 平成11年5月31日	8,138㎡	10.35 t/日 (含水率75%)

下水道の前身 (下水道企画課)

本市の下水道は、鳥取城の防御用外堀として市街地の中央部にあった薬研堀を、長年、雨水と汚水の排水に利用していたが、各町の排水路から流出する泥土等が堆積して流れが悪くなり、降雨の際には付近一帯に氾濫し、家屋の浸水がたびたび発生していた。このため、昭和3年に行った都市計画の準備調査の中で旧市街地の下水道計画網を立案し、昭和6年に、薬研堀を埋め立てて下水道管を敷設する工事を行ったのが下水道の始まりである。その後も順次整備を進め、昭和27年の鳥取大火までに旧市街地に14.5kmの下水道管を敷設している。

公共下水道の沿革 (下水道企画課)

鳥取地域においては、秋里処理区が、昭和28年10月に、火災復興下水道事業として下水道法による事業認可を受け、現JR山陰線から北側の旧市街地約338haで、合流式下水道として整備に着手した。一方、処理施設は昭和37年度に着工、昭和43年11月に完成し供用開始となった。

その後、昭和46年に新都市計画法による市街化区域が決定されたのに伴い、昭和47年1月に既整備区域の外周にあった既成市街地約560haを分流式下水道として整備し、漸次区域を追加拡張している。しかし、安全・環境に対するニーズの高まりにより、平成16年6月に、合流式下水道を改善するため、山地雨水の分流、間地の部分分流、貯留管及び雨天時高速処理など事業計画の大幅な見直し変更を行った。

千代水処理区は、平成3年11月に千代水処理分区390haを分流式下水道として認可を受け着手し、平成9年4月に千代水クリーンセンターを完成し、供用開始した。

吉岡処理区は、平成4年10月、湖山池の水質保全のため、吉岡温泉など湖南地区38haを分流式下水道として認可を受け、フレックスプランを活用して整備を進め、平成8年4月に吉岡クリーンセンターを完成し、供用開始した。

末恒処理区は、昭和47年11月に鳥取市の新市街地55haを分流式下水道として認可を受け着手し、昭和50年4月に末恒下水終末処理場を完成し、供用開始した。

新市地域においては、分流式下水道として平成2年11月に河原処理区が事業認可を受け、特定環境保全公共下水道として、平成4年10月に鹿野処理区、平成5年12月に浜村処理区、平成6年3月に青谷処理区、平成8年8月に用瀬処理区、平成10年8月に今市処理区がそれぞれ事業認可を受け整備を行い、それぞれ平成7年10月に河原浄化センター、平成8年4月に鹿野浄化センター、平成10年4月に青谷浄化センター、平成11年4月に浜村浄化センター、平成14年4月に用瀬浄化センター、平成15年4月に今市浄化センターを完成し、供用開始した。

下水道事業の概要（下水道企画課）

- ①事業主体……………鳥取市（鳥取地域、国府地域、福部地域、河原地域、用瀬地域、気高地域、鹿野地域、青谷地域）
- ②処理区数……………10処理区
- ③汚水の概要……………表1のとおり
- ④公共下水道整備状況（汚水）…表2のとおり
- ⑤雨水……………表3のとおり

表1 汚水の概要

平成27年3月31日現在

区 分		内 訳				
		単独公共下水道事業				特定環境保全公共下水道事業
		秋里処理区	千代水処理区	末恒処理区 (千代水処理区へ編入予定)	河原処理区	吉岡処理区
対象地域		鳥取地域 国府地域 福部地域	鳥取地域	鳥取地域	河原地域	鳥取地域
事業認可 年月日	当初 最終	昭和28年10月 平成26年12月	平成3年11月 平成26年12月	昭和47年11月 平成26年12月	平成2年11月 平成17年8月	平成4年10月 平成26年12月
事業 期間	開始 終了	昭和28年度 平成32年度	平成3年度 平成32年度	昭和47年度 平成32年度	平成2年度 平成19年度	平成4年度 平成32年度
処理方式		標準活性汚泥法 (高級処理)	標準活性汚泥法 (高級処理)	標準活性汚泥法 (高級処理)	オキシゲーション 法 (高級処理)	高度処理オキシゲ ーション法 (高度処理)
処理 能力	現 況	72,400m ³	9,900m ³	3,100m ³	1,650m ³	1,800m ³
区 分		内 訳				
		特定環境保全公共下水道事業				
		用瀬処理区	浜村処理区	鹿野処理区	今市処理区	青谷処理区
対象地域		用瀬地域	気高地域	鹿野地域	鹿野地域	青谷地域
事業認可 年月日	当初 最終	平成8年12月 平成19年6月	平成5年12月 平成26年10月	平成4年10月 平成12年7月	平成10年8月 平成16年5月	平成6年3月 平成18年1月
事業 期間	開始 終了	平成8年度 平成25年度	平成5年度 平成31年度	昭和4年度 平成16年度	平成10年度 平成17年度	平成5年度 平成21年度
処理方式		オキシゲーション 法 (高級処理)	オキシゲーション 法 (高級処理)	オキシゲーション 法 (高級処理)	オキシゲーション 法 (高級処理)	オキシゲーション 法 (高級処理)
処理 能力	現 況	500m ³	3,800m ³	1,200m ³	1,400m ³	2,000m ³

表2 公共下水道の整備状況（污水）

平成27年3月31日現在

区 分		処理区名					
		秋里	千代水	末恒	吉岡	河原	
(1) 行政区分人口(A) (人)							
全体計画	(2) 面積 ha	2,112.1	1,197.8	85.0	58.1	187.0	
	(3) 計画人口 人	98,050	33,840	5,130	1,460	4,200	
整備区域	(4) 面積 ha	1,977	715.9	78.9	58.0	132.3	
	(5) 人口(B) 人	103,388	19,845	4,798	1,591	3,626	
(6) 人口普及率% (B)/(A)							
管路整備延長	(7) 合流 km	92.3					
	(8) 分流 km	402.8	146.7	21.7	20.5	35.0	
	(9) 合計 km	495.1	146.7	21.7	20.5	35.0	
区 分		処理区名					
		用瀬	浜村	鹿野	今市	青谷	計
(1)						191,772	
(2)		54.0	186.0	63.0	71.0	109.0	4,123.0
(3)		3,310	5,950	1,770	4,182	3,310	161,202
(4)		54.0	168.0	61.5	71.0	104.0	3,420.5
(5)		1,333	5,455	1,354	1,179	2,761	145,330
(6)							75.8%
(7)							92.3
(8)		16.5	47.9	12.7	15.0	22.6	741.4
(9)		16.5	47.9	12.7	15.0	22.6	833.7

表3 雨水

平成27年3月31日現在

区 分		処理区名				
		秋里	千代水	末恒	青谷	計
全体計画	(1) 面積 ha	1,912.2	925.8	56.4	16.0	2,910.4
整備区域	(2) 面積 ha	1,680.8	833.4	50.0	16.0	2,580.1
管路整備延長	(3) 分流雨水 km	489.2	232.2	26.5	0.6	748.5

財 政（下水道企画課）

1. 平成26年度末までの下水道建設費と財源内訳

平成27年3月末現在（単位：千円）

区 分		累計建設費	割合	財 源 内 訳			
				国庫補助金	受益者負担金	市債	一般会計繰入等
公 共	管 渠	99,065,812	52.4%	64,106,861	3,913,921	82,141,434	14,584,276
	ポンプ場	13,763,068	7.3%				
	処 理 場	51,482,831	27.2%				
	そ の 他	434,781	0.2%				
特 環	管 渠	16,203,724	8.6%	8,878,259	364,958	13,053,801	1,986,086
	ポンプ場	507,728	0.3%				
	処 理 場	6,477,142	3.4%				
	そ の 他	1,094,510	0.6%				
計		189,029,596	100%	72,985,120	4,278,879	95,195,235	16,570,362

2. 公営企業会計方式の導入

将来の収支見通しを踏まえた計画的な経営を実現するべく、経営指標の改善目標等を含む経営計画を策定し、経営状況、財政状態と使用料対象原価の明確化、事業の健全性及び経営基盤の強化を図るため、平成24年4月より公営企業会計方式を導入した。

受益者負担金（下水道経営課）

下水道が整備されると、生活排水や雨水が速やかに排除されるなど、生活環境が改善され、土地の利便性や資産価値が高まるため、下水道の利便を受ける人（受益者）に建設費の一部を負担していただくもの。受益者負担金の額は地域により異なる。

- 1 負 担 金：1 m³につき497円（鳥取地域）
- 2 納 付 期 間 等：5年間（年4期）に分割して納入
- 3 前納報奨金制度：1年間分の前納、全期（5年間分）前納に対し、報奨金を交付。報奨金額は期別納付額に100分の3と前納月数を掛けた額。

下水道使用料（下水道経営課）

※1カ月分の使用料は、次の表の区分に従い算定した額に100分の108を乗じて得た額
（単位：円）

(1) 一般汚水		
基本料金		856
排 除 汚 水 量	1超～8m ³	6/m ³
	8超～20m ³	109/m ³
	20超～30m ³	146/m ³
	30超～50m ³	161/m ³

排除 汚水 量	50超～100m ³	183/m ³
	100超～200m ³	194/m ³
	200超～500m ³	203/m ³
	500超～1000m ³	224/m ³
	1000m ³ 超	256/m ³
(2) 特別汚水		
排除汚水量分料金		107/m ³

下水道利用促進対策（下水道経営課）

1. 水洗便所改造資金融資あっせん制度

くみ取り便所を水洗便所に改造、または浄化槽を撤去して公共下水道または集落排水施設に接続しようとする方に、その工事に必要な資金の融資をあっせんする制度

- 1 融 資 対 象 者 原則として供用開始後3年以内
- 2 融 資 限 度 額 80万円
- 3 利 息 無利息
- 4 償 還 方 法 60ヵ月以内元金均等月賦償還
- 5 取 扱 金 融 機 関 鳥取銀行、山陰合同銀行、鳥取信用金庫、鳥取いなば農業協同組合

浄化槽設置（下水道経営課）

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、市内全域（公共下水道の事業計画の認可を受けた地域及び農業・林業・漁業集落排水施設並びにコミュニティ・プラントによる処理区域は除く）において小型合併処理浄化槽を設置する者に対し、設置費の一部を補助金として交付

人槽区分	限度額（円）	
	汲み取り及び 単独処理浄化槽からの転換	左記以外の設置（新築等）
5人槽	558,000	352,000
6～7人槽	699,000	441,000
8～10人槽	938,000	588,000
11～50人槽	938,000	588,000

資源の有効活用（下水道企画課）

1. 汚泥の有効利用

①公共下水道汚泥（鳥取地域の下水道汚泥）

公共下水道で発生する汚泥の有効利用を図るため、平成19年3月に消化槽を中温消化から高温消化に改築し、消化効率を35%から40%に変更することにより、焼却汚泥の減量化と消化ガスの増産を可能とし、焼却炉の重油使用量の削減と汚泥焼却施設の高温化等により温室効果ガスの排出削減により環境への配慮に努めている。

2. 処理水の一部再利用

①公共下水道（秋里下水終末処理場）

処理水の一部をさらにろ過処理し、ポンプの軸封水や機械の洗浄水、場内観賞用池等に再利用している。

②集落排水等（農業集落排水伏野処理場）

処理水の一部を白兔グランド場内の芝の散水等に再利用している。

集落排水事業等（下水道企画課）

集落排水事業は、農業集落地域、漁業集落地域、林業集落地域などの各家庭等より排出されるし尿及び生活雑排水等の汚水を適正に処理することにより、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図り、農業集落地域等の下水道施設を整備する事業である。

本市における農業集落排水事業は、昭和58年に農業集落排水事業で旧鳥取市を皮切りに、昭和59年には農業集落排水事業で旧佐治村、昭和62年には農村総合整備事業で旧鹿野町、平成元年には農村総合整備事業で旧河原町、旧用瀬町、平成2年には農村総合整備事業で旧気高町、平成4年には農業集落排水事業で旧青谷町において事業着手した。また、漁業集落排水事業は平成2年の青谷町長和瀬を皮切りに、旧気高町、旧福部村で整備した。林業集落排水事業については鹿野町鷲峰で整備した。

平成27年3月末で81地区の事業が完了している。

維持管理コストの縮減のため、平成18年より処理場の統廃合に着手している。

1. 事業の全体概要

- ①事業主体…………… 鳥取市（鳥取地域、国府地域、福部地域、河原地域、用瀬地域、佐治地域、気高地域、鹿野地域、青谷地域）
- ②処理区及び集落数… 67処理区 217集落
- ③現況戸数及び人口… 11,139戸 34,349人
- ④事業費の負担区分… 表1のとおり
- ⑤使用料（月額）…… 表2のとおり
- ⑥現況状況…………… 表3のとおり

表1 負担金

区 域	補助金	起債	市	地元負担	
鳥 取 地 域	50%	45%	5.00%	事業費の5%	
国 府 地 域	50%	45%	3.25%	事業費の6.75%	上限30万円
福 部 地 域	50%	45%		50万円	
河 原 地 域	50%	45%		15万円(～H5まで)	15万円×1.05(～H5まで)
用 瀬 地 域	50%	45%		工事費の14%+33万円	
佐 治 地 域	50%	45%	3.00%	事業費の7%	上限26万円
気 高 地 域	50%	45%	7.50%	事業費の7.5%	上限52万円
鹿 野 地 域	50%	45%	10.00%	事業費の10%	上限45万円
青 谷 地 域	50%	45%	17.00%	事業費の7%	上限28万円

表2 使用料

※1 カ月分の使用料は、次の表の区分に従い算定した額に100分の108を乗じて得た額

(単位：円)

(1) 一般汚水		
基本料金		856
排除汚水量	1以上～8m ³	6/m ³
	8超～20m ³	109/m ³
	20超～30m ³	146/m ³
	30超～50m ³	161/m ³
	50超～100m ³	183/m ³
	100超～200m ³	194/m ³
	200超～500m ³	203/m ³
	500超～1000m ³	224/m ³
	1000m ³ 超	256/m ³
(2) 特別汚水		
排除汚水量分料金		107/m ³

表3-1

処理区名	種別	該当集落	供用開始	定住数	利用数	利用率
				戸数人口	戸数人口	戸数人口
津ノ井	農集	船木、広岡、紙子谷、香取、祢宜谷、桂木の一部	H2.4.1	178	169	94.9%
				553	550	99.5%
三山口	農集	三山口	H4.1.1	30	30	100.0%
				74	74	100.0%
東郷	農集	北村、西今在家、篠坂	H5.4.1	67	65	97.0%
				202	202	100.0%
松保	農集	高住、桂見の一部、良田の一部	H6.10.1	283	271	95.8%
				836	821	98.2%
里仁	農集	里仁の一部、徳尾の一部、岩吉の一部	H7.7.1	225	202	89.8%
				649	613	94.5%
福井	農集	福井の一部	H9.7.1	55	54	98.2%
				188	188	100.0%
美穂	農集	服部、野寺、源太、朝月、上味野、竹生、向国安、下味野の一部、菖蒲	H10.7.1	710	626	88.2%
				2,473	2,307	93.3%
米里	農集	久末、古郡家、美和、越路の一部、橋本の一部	H10.2.1	171	155	90.6%
				632	576	91.1%
豊実	農集	大塚、野坂、大楠、宮谷、嶋	H10.5.1	270	250	92.6%
				939	917	97.7%
本高	農集	本高	H10.4.1	67	63	94.0%
				185	179	96.8%
西円通寺	農集	西円通寺	H11.4.1	54	50	92.6%
				255	245	96.1%
明豊	農集	下段、上段、上原の一部、尾崎	H11.6.1	185	173	93.5%
				596	573	96.1%

処理区名	種別	該当集落	供用開始	定住数	利用数	利用率
				戸数人口	戸数人口	戸数人口
双六原	農集	双六原、矢矯	H12.4.1	41	38	92.7%
				116	110	94.8%
伏野	農集	伏野、白兔	H13.3.28	190	172	90.5%
				944	902	95.6%
南東郷	農集	中村、有富	H13.6.1	77	66	85.7%
				213	190	89.2%
蔵田馬場	農集	八坂、橋本の一部、国安、馬場、蔵田、数津、円通寺、河原町片山、河原町稻常	H15.10.1	740	582	78.6%
				2,395	2,074	86.6%
小沢見	農集	小沢見	H16.1.9	25	23	92.0%
				84	81	96.4%
大和神戸	農集	横枕、玉津、長谷、倭文、赤子田、岩坪、上砂見、中砂見、下砂見	H20.3.14	513	439	85.6%
				1,723	1,542	89.5%
河内	農集	河内	H20.3.14	51	36	70.6%
				161	123	76.4%
国分寺	農集	国府町広西、国府町町屋の一部、国府町庁、国府町中郷、国府町三代寺の一部、国府町法花寺、国府町国分寺	H12.4.1	363	284	78.2%
				1,108	1,022	92.2%
麻生	農集	国府町谷、国府町玉鉾、国府町糸谷、国府町高岡の一部、国府町麻生、国府町町屋の一部、国府町美歎	H14.3.31	544	411	75.6%
				1,602	1,423	88.8%
御陵	農集	国府町山崎、国府町中河原、国府町松尾、国府町吉野、国府町新井、国府町山根、国府町神垣、国府町清水、国府町岡益	H16.3.31	276	214	77.5%
				838	783	93.4%
上地	農集	国府町上地	H17.7.1	51	29	56.9%
				109	76	69.7%
山湯山	農集	福部町湯山の一部	H9.7.1	34	34	100.0%
				120	120	100.0%
箭溪八重	農集	福部町箭溪、福部町八重原	H11.5.14	63	51	81.0%
				207	184	88.9%
福部南部	農集	福部町左近の一部、福部町久志羅の一部、福部町中、福部町蔵見、福部町南田、福部町栗谷	H15.11.1	156	110	70.5%
				467	374	80.1%
岩戸	漁集	福部町細川の一部、福部町岩戸	H14.1.1	117	102	87.2%
				357	306	85.7%
佐貫	農集	河原町八日市、河原町佐貫の一部	H7.9.29	134	117	87.3%
				432	404	93.5%
国英	農集	河原町山手、河原町郷原、河原町三谷、河原町高福、河原町徳吉、河原町今在家	H9.10.1	224	221	98.7%
				725	717	98.9%
西郷	農集	河原町中井、河原町本鹿、河原町神馬、河原町牛戸、河原町湯谷、河原町小畑、河原町弓河内、河原町小河内、河原町北村、河原町天神原の一部	H13.11.1	450	412	91.6%
				1,258	1,253	99.6%
水根	農集	河原町水根、河原町山上、河原町小倉	H16.7.1	163	131	80.4%
				524	463	88.4%
釜口	農集	河原町釜口、河原町和奈見	H17.7.1	132	125	94.7%
				418	395	94.5%
家奥古瀬	農集	用瀬町家奥、用瀬町古用瀬の一部	H5.4.1	65	64	98.5%
				222	219	98.6%

処理区名	種別	該当集落	供用開始	定住数	利用数	利用率
				戸数人口	戸数人口	戸数人口
大 村	農集	用瀬町赤波、用瀬町鷹狩、用瀬町美成の一部、佐治町大井、佐治町葛谷、佐治町加瀬木、佐治町加茂、佐治町刈地、佐治町河本、佐治町小原、佐治町高山、佐治町つく谷、佐治町津無、佐治町津野、佐治町畑、佐治町福園、佐治町古市、佐治町森坪、佐治町余戸	H8.4.1	1,069	1,013	94.8%
				3,105	2,960	95.3%
社 東	農集	用瀬町川中、用瀬町金屋、用瀬町樟原の一部	H9.5.1	116	103	88.8%
				333	296	88.9%
社 中	農集	用瀬町屋住、用瀬町安蔵、用瀬町宮原の一部	H12.7.1	193	185	95.9%
				554	516	93.1%
尾 際	農集	佐治町尾際、佐治町中、佐治町栃原	H6.3.31	68	50	73.5%
				165	136	82.4%
会 下	農集	気高町会下	H4.7.1	34	31	91.2%
				104	99	95.2%
土 居	農集	気高町土居	H5.7.1	42	38	90.5%
				135	122	90.4%
逢坂南部	農集	気高町殿、気高町飯里、気高町下石、気高町上原、気高町山宮	H8.8.1	200	184	92.0%
				618	569	92.1%
瑞 穂	農集	気高町下坂本の一部、気高町二本木、気高町重高	H9.7.1	106	99	93.4%
				338	318	94.1%
水 尻	農集	気高町奥沢見	H10.5.1	90	84	93.3%
				259	242	93.4%
逢坂北部	農集	気高町睦逢、気高町郡家、気高町高江	H11.5.1	112	86	76.8%
				337	259	76.9%
宝木南部	農集	気高町上光、気高町下光元、気高町常松、気高町富吉、気高町宝木の一部	H13.5.1	266	222	83.5%
				760	638	83.9%
宿	農集	気高町宿	H13.5.1	25	17	68.0%
				83	56	67.5%
酒 津	漁集	気高町酒津	H9.8.1	170	170	100.0%
				489	489	100.0%
船 磯	漁集	気高町八束水の一部	H10.8.1	101	101	100.0%
				303	303	100.0%
岡 井	農集	鹿野町岡井の一部	S63.7.1	28	28	100.0%
				112	112	100.0%
法 楽 寺	農集	鹿野町末用の一部	H1.7.1	30	30	100.0%
				95	95	100.0%
河内下条	農集	鹿野町河内の一部	H3.8.1	35	30	85.7%
				96	89	92.7%
来 日	農集	鹿野町鷲峰の一部	H4.9.1	17	16	94.1%
				40	37	92.5%
閉 野	農集	鹿野町閉野、鹿野町広木	H5.9.1	31	26	83.9%
				85	80	94.1%
小 畑	農集	鹿野町水谷	H6.9.1	26	24	92.3%
				87	83	95.4%
勝 谷	農集	鹿野町寺内、鹿野町宮方、鹿野町中園、鹿野町岡井の一部、鹿野町乙亥正	H9.4.1	129	116	89.9%
				420	386	91.9%
末 用	農集	鹿野町末用の一部	H13.5.1	31	29	93.5%
				92	87	94.6%

処理区名	種別	該当集落	供用開始	定住数	利用数	利用率
				戸数人口	戸数人口	戸数人口
小別所	農集	鹿野町小別所	H13.7.1	49	46	93.9%
				162	155	95.7%
河内上条	農集	鹿野町河内の一部	H14.4.1	35	33	94.3%
				86	83	96.5%
鷺峰	林集	鹿野町鷺峰	H10.7.1	28	28	100.0%
				81	81	100.0%
蔵内	農集	青谷町蔵内の一部	H6.6.1	58	58	100.0%
				154	154	100.0%
勝部	農集	青谷町桑原、青谷町澄水、青谷町楠根、青谷町紙屋、青谷町田原谷、青谷町八葉寺	H11.4.1	235	218	92.8%
				625	592	94.7%
日置	農集	青谷町小畑、青谷町河原、青谷町山根、青谷町早牛	H11.4.1	392	381	97.2%
				1,064	1,053	99.0%
日置谷	農集	青谷町大坪、青谷町奥崎、青谷町養郷、青谷町善田、青谷町蔵内の一部	H12.4.1	214	184	86.0%
				628	605	96.3%
亀尻	農集	青谷町山田、青谷町亀尻の一部、青谷町北河原の一部	H13.4.1	149	140	94.0%
				364	335	92.0%
夏泊	漁集	青谷町夏泊	H10.6.15	111	111	100.0%
				254	254	100.0%
長和瀬	漁集	青谷町長和瀬	H6.5.2	90	90	100.0%
				253	253	100.0%
栄町	コミプラ	青谷町栄町	H7.4.1	138	138	100.0%
				425	425	100.0%
鳴瀧	小規模	青谷町鳴瀧の一部	H14.4.1	17	12	70.6%
				38	27	71.1%
計				11,139	9,890	88.8%
				34,349	31,995	93.1%

水質検査の実施（下水道管理室）

下水道管理室において、各法律に基づく検査を実施している。

（平成26年度の検査件数等）

検査場所	検査件数	検査項目数
下水関係（放流水、流入水）	449	3,426
農業集落排水	1,008	5,185
簡易水道水	444	6,001
環境水（河川、公害）	325	4,288
学校（飲用水、プール水）	240	2,320
その他	261	2,589
合計	2,727	23,809